

雇児福発0120第2号
平成28年1月20日

都道府県
指定都市 民生主管部(局)長 殿
各 中核市 児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公印省略)

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
交付要綱等の改正点及びその運用について

1. 事務費関係

(1) 児童相談所一時保護所関係

① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5,446,736円 → 5,546,529円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 5,199,373円 → 5,296,455円

③ 看護代替要員費

職員1人日額 5,920円 → 同 額

(2) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 6,818,498円 → 6,918,291円

(3) 里親支援専門相談員加算(児童養護施設、乳児院)

1施設当たり年額 5,537,876円 → 5,637,669円

[里親支援のための交通費を含む]

(4) 個別対応職員加算(乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)

1施設当たり年額 5,446,736円 → 5,546,529円

(※ 児童養護施設、乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入)

- (5) 夜間警備体制の強化（母子生活支援施設）
 1 施設当たり年額 1, 941, 800円 → 同 額
 [夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定]
- (6) 苦情解決対策経費の計上（各施設一般分保護単価に算入）
 1 施設当たり年額 24, 210円 → 同 額
 [第三者委員会の開催に係る経費（旅費、会議費）を算定]
- (7) 地域小規模児童養護施設
 1 施設当たり年額 15, 256, 984円 → 15, 446, 983円
- (8) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設
 1 施設当たり年額 7, 924, 749円 → 8, 026, 827円
- (9) 心理療法担当職員加算
 (児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設)
 1 施設当たり年額
 常勤職員配置 5, 446, 736円 → 5, 546, 529円
 常勤的非常勤職員配置 3, 347, 827円 → 3, 364, 294円
 非常勤職員配置 2, 209, 376円 → 同 額
 [心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費（月10回）、嘱託精神科医（月1回）等を算定]
- (10) 広域入所促進事業（母子生活支援施設）
 1 施設当たり年額 45万円以内 → 同 額
 [施設機能強化推進費]
- (11) 看護師加算（児童養護施設）
 1 施設当たり年額 5, 045, 892円 → 5, 149, 703円
- (12) 入所児童の自立支援（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（各施設一般分保護単価に算入））
 1 施設当たり年額 1, 975, 124円 → 同 額
- (13) 業務省力化等勤務条件改善費
 週所定労働時間40時間の実施
 ①児童指導員、保育士等直接処遇職員

職員 1 人年額	2 8 5, 7 0 0 円	→	同	額
②調理員				
職員 1 人年額	2 7 6, 6 4 0 円	→	同	額
(14) 年休代替要員費				
① 直接処遇職員				
職員 1 人年額	1 1 8, 4 0 0 円	→	同	額
② 調理員				
職員 1 人年額	1 0 6, 4 0 0 円	→	同	額
(15) 社会保険料事業主負担金	2 0. 3 9 0 %	→	2 0. 4 7 1 %	
(16) 管理宿直専門員				
1 施設当たり年額	1, 3 6 6, 0 1 6 円	→	同	額
(17) 職員健康管理費				
常勤・非常勤職員	6, 1 9 6 円	→	同	額
(18) ボイラー技士雇上費				
職員 1 人年額	2, 4 1 2, 8 4 6 円	→	同	額
(19) 非常勤保育士賃金				
職員 1 人年額	2 3 2, 3 6 0 円	→	同	額
(20) 非常勤調理員賃金				
職員 1 人年額	1, 6 7 0, 4 8 0 円	→	同	額
(21) 児童自立支援施設学科指導員講師手当				
1 施設当たり年額	7, 6 0 4, 2 4 0 円	→	同	額
(22) 児童養護施設特別指導費、乳児院（定員40人以上）家庭支援専門相談員、母子生活支援施設特別生活指導費				
職員 1 人年額	1, 8 6 6, 9 3 6 円	→	同	額
(23) 学習指導費				
(児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親)				
1 人当たり月額	8, 0 9 0 円	→	同	額
(24) 嘱託医手当				
(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院)				
嘱託医 1 人年額	3 2 5, 6 8 0 円	→	同	額

(児童自立支援施設)				
嘱託医 1 人年額	651,360円	→	同	額
(25) 協力医療機関委託費 (乳児院)				
1 施設当たり年額	705,640円	→	同	額
(26) 入所児童 (者) 処遇特別加算				
400時間 ~ 800時間	435,000円	→	同	額
800時間 ~ 1,200時間	726,000円	→	同	額
1,200時間以上	1,016,000円	→	同	額
(27) 除雪費				
定員 1 人 (母子生活支援施設にあつては 1 世帯) 年額	5,850円	→	同	額
(28) 降灰除去費				
1 施設当たり年額	145,470円	→	同	額

※ () 書きは公立施設の場合。

2. 事業費関係

(1) 一般生活費

① 児童養護施設

・乳児分 1 人月額	56,580円	→	同	額
・乳児以外分 1 人月額	49,030円	→	同	額

② 児童自立支援施設

・入所児分 1 人月額	49,030円	→	同	額
・通所児分 1 人月額	15,090円	→	同	額

③ 情緒障害児短期治療施設

・入所児分 1 人月額	49,460円	→	同	額
・通所児分 1 人月額	15,090円	→	同	額

④ 里親

・乳児分 1 人月額	56,830円	→	同	額
・乳児以外分 1 人月額	49,290円	→	同	額

⑤ 乳児院

・3歳未満児分 1 人月額	56,580円	→	同	額
・3歳以上児分 1 人月額	49,030円	→	同	額

⑥ ファミリーホーム

・乳児分 1 人月額	56,580円	→	同	額
------------	---------	---	---	---

・乳児以外分1人月額	49,030円	→	同	額
⑦自立援助ホーム1人月額	10,690円	→	同	額
⑧母子生活支援施設				
・入所者1人月額	3,670円	→	同	額
・保育室保育入所児童				
3歳未満児1人月額	9,190円	→	同	額
3歳以上児1人月額	5,810円	→	同	額
⑨乳児院病虚弱等児童加算費				
児童1人月額	97,640円	→	同	額
⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む)				
・乳児1人日額	1,860円	→	同	額
・乳児以外分1人日額	1,610円	→	同	額
⑪里親の一時的な休息のための援助経費				
1日当たり	5,600円	→	同	額
[児童の飲食物費など]				
 (2) 被虐待児受入加算費				
①児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム				
児童1人月額	26,100円	→	同	額
②一時保護委託				
児童1人日額	850円	→	同	額
 (3) 分娩介助料 1件当たり 201,480円 → 同 額				
 (4) 教育費				
・小学校 児童1人月額	2,170円	→	同	額
・中学校 児童1人月額	4,300円	→	同	額
・特別支援学校高等部 児童1人月額	4,300円	→	同	額
・入学時特別加算費 児童1人年額	61,030円	→	同	額
 (5) 見学旅行費				
・小学校第6学年児童1人年額	21,190円	→	同	額
・中学校第3学年児童1人年額	57,290円	→	同	額
・高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む。)				
児童1人年額	111,290円	→	同	額
 (6) 入進学支度金				
・小学校 児童1人年額	40,600円	→	同	額
・中学校 児童1人年額	47,400円	→	同	額

(7) 特別育成費

・国公立分 児童1人月額	22,910円	→	同	額
・私立分 児童1人月額	33,910円	→	同	額
・入学時特別加算費 児童1人年額	61,030円	→	同	額
・資格取得等特別加算費 児童1人年額	56,570円	→	同	額
・補習費	15,000円	→	同	額
・補習費特別保護単価	25,000円	→	同	額

(8) 期末一時扶助費 児童1人年額 5,240円 → 同 額

(9) 児童用採暖費

区 分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童養護施設等	7,050円	5,400円	3,490円	2,600円	1,300円
乳 児 院	7,460円	5,850円	3,710円	2,710円	1,300円
母子生活支援施設等	1,170円	990円	610円	390円	190円

(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

(10) 就職支度費 1件当たり 81,260円 → 同 額
特別基準 1件当たり 194,930円 → 同 額

(11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり 81,260円 → 同 額
特別基準 1件当たり 194,930円 → 同 額

(12) 葬祭費 1件当たり 158,350円 → 同 額

(13) 里親手当 児童1人目月額 72,000円 → 同 額

(14) 専門里親手当 児童1人目月額 123,000円 → 同 額

(15) 一時保護委託費 一時保護委託児童1人当たり日額
2,360円 → 同 額

(16) 児童養護施設分園型自活訓練事業
1施設当たり年額 4,745,000円 → 同 額

(17) 家族療法事業費

(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設)

実施延家族数が年間125家族以上

1施設当たり年額 2,010,000円 → 同 額

実施延家族数が年間125家族未満

1施設当たり年額 1,005,000円 → 同 額

3. 職員配置の改善に係る取扱いについて

職員配置の改善にかかる職員配置状況の確認は、4月初日と10月初日の年2回とする。

ただし、4月、10月以外の月に職員の新規採用等により職員配置が改善された場合には、翌月分（その月初日に改善された場合はその月分）から保護単価の見直しを行うこと。

4. その他

「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」において、平成25年4月1日より職員配置基準の引上げが行われたところであるが、公設民営の施設で指定管理者制度を導入し、複数年契約としている場合においても、措置費の基本的な人員配置の引上げに伴う職員の確保と、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、引き続き配慮をお願いしたい。

別紙1 管理費単価表

事務費の保護単価に含まれている管理費

定員	①児童養護施設				③児童自立支援施設			
	(5.5:1)	(5:1)	(4.5:1)	(4:1)	(4.5:1)	(4:1)	(3.5:1)	(3:1)
人	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	32,894	32,894	32,894	34,489				
21～25	28,413	28,945	29,476	30,805				
26～30	23,932	24,995	26,058	27,121	24,451	25,514	26,577	27,640
31～35	21,659	22,589	23,519	24,449	22,218	23,148	24,078	25,407
36～40	19,384	20,181	20,978	21,775	19,983	20,780	21,577	23,172
41～45	18,109	18,827	19,544	20,580	18,812	19,849	20,566	22,320
46～50	16,043	16,681	17,318	18,594	17,487	18,763	19,400	21,314
51～55	15,189	15,773	16,358	17,527	16,596	17,765	18,615	20,370
56～60	14,332	14,863	15,395	16,458	15,702	16,765	17,828	19,423
61～65	13,700	14,193	14,914	15,902	15,036	16,023	17,010	18,491
66～70	13,066	13,521	14,432	15,344	14,369	15,280	16,191	17,558
71～75	12,592	13,019	13,873	14,728	13,927	14,781	15,835	17,316
76～80	12,116	12,515	13,312	14,109	13,483	14,280	15,476	17,071
81～85	11,920	12,473	13,226	14,156	13,325	14,255	15,385	16,891
86～90	11,723	12,431	13,140	14,203	13,167	14,230	15,293	16,710
91～95	11,439	12,112	12,785	13,795	13,023	14,033	15,202	16,548
96～100	11,151	11,789	12,427	13,384	12,875	13,832	15,107	16,383
101～105	10,984	11,593	12,202	13,260	12,637	13,695	14,768	16,275
106～110	10,748	11,327	11,907	13,067	12,397	13,557	14,427	16,166
111～115	10,567	11,123	11,811	12,790	12,197	13,175	14,142	15,809
116～120	10,386	10,918	11,715	12,512	11,996	12,793	13,856	15,451
121～125	10,233	10,744	11,511	12,400	11,924	12,813	13,835	15,369
126～130	10,079	10,569	11,305	12,286	11,851	12,832	13,813	15,285
131～135	10,039	10,625	11,335	12,281	11,710	12,656	13,716	15,249
136～140	9,997	10,680	11,364	12,275	11,567	12,478	13,617	15,211
141～145	9,878	10,538	11,199	12,186	11,518	12,505	13,606	15,147
146～150	9,757	10,395	11,033	12,096	11,467	12,530	13,593	15,081
151以上	9,645	10,263	10,981	11,911	11,344	12,274	13,403	14,845

④乳児院								
定 員	2歳未満児				2歳児	3歳以上児		
	(1.6:1)	(1.5:1)	(1.4:1)	(1.3:1)		(4:1)	(3.5:1)	(3:1)
人	円	円	円	円	円	円	円	円
10まで	62,885	66,075	66,075	69,265	57,813	52,402	52,402	52,402
11～15	48,042	50,169	52,296	54,423	43,800	35,297	35,297	37,424
16～20	41,818	41,818	43,413	45,008	36,966	28,993	30,589	32,185
21～25	36,049	37,325	38,601	39,877	33,092	25,439	26,715	27,992
26～30	34,545	35,609	36,672	38,799	30,771	23,330	24,394	25,458
31～35	33,203	34,532	35,861	37,723	29,540	22,045	23,003	24,280
36～40	31,860	33,455	35,050	36,646	28,308	20,761	21,612	23,102
41～45	31,024	32,459	34,214	35,650	27,271	19,670	20,415	22,117
46～50	30,186	31,462	33,376	34,652	26,232	18,578	19,217	21,132
51～55	29,655	30,825	32,579	34,015	25,801	18,115	18,786	20,669
56～60	29,124	30,187	31,782	33,377	25,370	17,652	18,355	20,206
61～65	28,722	29,937	31,418	33,127	24,994	17,244	17,979	19,798
66～70	28,319	29,686	31,054	32,876	24,618	16,836	17,603	19,390
71～75	28,038	29,320	30,801	32,709	24,277	16,464	17,262	19,018
76～80	27,755	28,952	30,547	32,541	23,935	16,090	16,920	18,644
81～85	27,519	28,826	30,475	32,216	23,617	15,740	16,602	18,294
86～90	27,282	28,699	30,401	31,890	23,298	15,389	16,283	17,943
91以上	26,981	28,328	29,817	31,518	22,996	15,055	15,981	17,609

⑤10人未満を入所させる乳児院	円 59,361
-----------------	-------------

定 員	②地域小規模児童養護施設
1施設あたり	円 42,428

定 員	⑥母子生活支援施設		
	一般分	保育士加算	指導員兼事務員加算
世帯	円	円	円
10まで	41,233	2,120	
11～20	25,949	1,590	[1,590]
21～30	18,978	1,060	1,060
31～40	14,588	954	795
41～50	13,296	848	716
51以上	12,004	742	636
母子生活支援施設			円
10世帯母子支援員加算			3,180
20世帯母子支援員加算			1,590
30世帯母子支援員加算			1,060
31～40世帯母子支援員加算			795
41～50世帯母子支援員加算			636
51世帯以上母子支援員加算			530

定 員	⑦情緒障害児短期治療施設			
	(4.5:1)	(4:1)	(3.5:1)	(3:1)
人	円	円	円	円
30まで	23,853	24,916	25,979	27,042
31～45	22,092	23,022	23,952	25,281
36～40	20,330	21,127	21,924	23,519
41～45	19,422	20,458	21,176	22,930
46人以上	18,513	19,788	20,426	22,340

⑧ファミリーホーム	円 2,770
-----------	------------

現 員	⑨自立援助ホーム
人	円
6まで	10,884
7～9	10,552
10～12	10,385
13～15	10,285
16～18	10,219
19以上	9,797

⑩年少児加算分

乳児		1歳児		2歳児		年少児	
(5.5:1) ^{※1}	円	(5.5:1) ^{※1}	円	(5.5:1) ^{※1}	円	(5.5:1) ^{※1}	円
※2	14,454	※3	14,454		10,258	※4	2,178
1.6:1	15,900	1.6:1	15,900			4:1	3,312
1.5:1	17,666	1.5:1	17,666			3.5:1	4,818
1.4:1	18,705	1.4:1	18,705			3:1	
1.3:1		1.3:1					
(5:1) ^{※1}		(5:1) ^{※1}		(5:1) ^{※1}		(5:1) ^{※1}	
※2	13,826	※3	13,826		9,636	※4	1,590
1.6:1	15,142	1.6:1	15,142			4:1	2,741
1.5:1	16,736	1.5:1	16,736			3.5:1	4,240
1.4:1	18,705	1.4:1	18,705			3:1	
1.3:1		1.3:1					
(4.5:1) ^{※1}		(4.5:1) ^{※1}		(4.5:1) ^{※1}		(4.5:1) ^{※1}	
※2	13,250	※3	13,250		8,833	※4	883
1.6:1	14,454	1.6:1	14,454			4:1	2,025
1.5:1	15,900	1.5:1	15,900			3.5:1	3,533
1.4:1	17,666	1.4:1	17,666			3:1	
1.3:1		1.3:1					
(4:1) ^{※1}		(4:1) ^{※1}		(4:1) ^{※1}		(4:1) ^{※1}	
※2	12,230	※3	12,230		7,950	※4	1,136
1.6:1	13,250	1.6:1	13,250			3.5:1	2,650
1.5:1	15,142	1.5:1	15,142			3:1	
1.4:1	16,736	1.4:1	16,736				
1.3:1		1.3:1					

- ※1 少年に対する職員配置状況
- ※2 乳児に対する職員配置状況
- ※3 1歳児に対する職員配置状況
- ※4 3歳以上児に対する職員配置状況

⑪小規模グループケア加算分				
定員	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設
10まで	—	—	14,560	—
11～15	—	—	9,430	9,700
16～20	7,280(※1)	—	7,070	7,280
21～25	5,820	—	5,820	—
26～30	4,850	4,850(※2)	4,850	4,850(※2)
31～35	4,160	4,160	4,160	4,160
36～40	3,640	3,640	3,640	3,640
41～45	3,230	3,230	3,230	3,230
46～50	2,910	2,910	2,910	2,910(※4)
51～55	2,640	2,640	2,640	—
56～60	2,420	2,420	2,420	—
61～65	2,240	2,240	2,240	—
66～70	2,080	2,080	2,080	—
71～75	1,940	1,940	1,940	—
76～80	1,820	1,820	1,820	—
81～85	1,710	1,710	1,710	—
86～90	1,610	1,610	1,610	—
91～95	1,530	1,530	1,530(※3)	—
96～100	1,450	1,450	—	—
101～105	1,380	1,380	—	—
106～110	1,320	1,320	—	—
111～115	1,260	1,260	—	—
116～120	1,210	1,210	—	—
121～125	1,160	1,160	—	—
126～130	1,120	1,120	—	—
131～135	1,070	1,070	—	—
136～140	1,040	1,040	—	—
141～145	1,000	1,000	—	—
146～150	970	970	—	—
151以上	930	930	—	—

(※1)は20人までの単価

(※2)は30人までの単価

(※3)は91人以上の単価

(※4)は46人以上の単価

⑫里親支援専門相談員加算分		
定員	児童養護施設	乳児院
人	円	円
10 まで	—	3,970
11 ～ 15	—	2,647
16 ～ 20	1,985(※1)	1,985
21 ～ 25	1,588	1,588
26 ～ 30	1,323	1,323
31 ～ 35	1,134	1,134
36 ～ 40	993	993
41 ～ 45	882	882
46 ～ 50	794	794
51 ～ 55	722	722
56 ～ 60	662	662
61 ～ 65	611	611
66 ～ 70	567	567
71 ～ 75	529	529
76 ～ 80	496	496
81 ～ 85	467	467
86 ～ 90	441	441
91 ～ 95	418	418(※2)
96 ～100	397	—
101 ～105	378	—
106 ～110	361	—
111 ～115	345	—
116 ～120	331	—
121 ～125	318	—
126 ～130	305	—
131 ～135	294	—
136 ～140	284	—
141 ～145	274	—
146 ～150	265	—
151 以上	256	—

(※1)は 20 人までの単価

(※2)は 91 人以上の単価

⑬個別対応職員加算分	
10 人未満を入所させる乳児院	円 3,533

⑬個別対応職員加算分	
定員	母子生活支援施設
世帯	
10 まで	2,120
11 ～ 20	1,590
21 ～ 30	1,060
31 ～ 40	795
41 ～ 50	636
51 以上	578

定員	⑭職業指導員 加算分	⑮ボイラー技士 雇上費加算分	⑯児童養護施設等特別指導費加算分	⑰乳児院（定員 40人以上）の 家庭支援専門 相談員加算分	⑱児童養護施設等指導員特別 加算分
人	円	円	円	円	円
20 まで	1,590	26	34	—	34
21 ～ 25	1,272	21	27	—	27
26 ～ 30	1,060	17	22	—	22
31 ～ 35	909	15	19	—	19
36 ～ 40	795	13	17	[17]	—
41 ～ 45	707	11	15	15	—
46 ～ 50	636	10	13	13	—
51 ～ 55	578	9	12	12	—
56 ～ 60	530	9	11	11	—
61 ～ 65	489	8	10	10	—
66 ～ 70	454	7	10	10	—
71 ～ 75	424	7	9	9	—
76 ～ 80	397	6	8	8	—
81 ～ 85	374	6	8	8	—
86 ～ 90	353	6	7	7	—
91 ～ 95	335	5	7	7(※)	—
96 ～100	318	5	7	—	—
101 ～105	303	5	6	—	—
106 ～110	289	5	6	—	—
111 ～115	277	4	6	—	—
116 ～120	265	4	6	—	—
121 ～125	254	4	5	—	—
126 ～130	245	4	5	—	—
131 ～135	236	4	5	—	—
136 ～140	227	4	5	—	—
141 ～145	219	4	5	—	—
146 ～150	212	3	4	—	—
151 以上	205	3	4	—	—

[]書は 40 人分の単価

(※)は 91 人以上の単価

	⑱母子生活支援施設 特別生活指導費加算分	⑳母子生活支援施設（定員 40 世帯以 上）の母子支援員、少年指導員加算分
世帯	円	円
10 まで	67	—
11 ～ 20	34	—
21 ～ 30	22	—
31 ～ 40	17	[884]
41 ～ 50	13	707
51 以上	12	590

[]書は 40 世帯分の単価

㊦心理療法担当職員加算分（児童養護施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
20 まで	1,590	1,769	1,769
21 ～ 25	1,272	1,415	1,415
26 ～ 30	1,060	1,179	1,179
31 ～ 35	909	1,011	1,011
36 ～ 40	795	884	884
41 ～ 45	707	786	786
46 ～ 50	636	707	707
51 ～ 55	578	643	643
56 ～ 60	530	590	590
61 ～ 65	489	544	544
66 ～ 70	454	505	505
71 ～ 75	424	472	472
76 ～ 80	397	442	442
81 ～ 85	374	416	416
86 ～ 90	353	393	393
91 ～ 95	335	372	372
96 ～100	318	354	354
101 ～105	303	337	337
106 ～110	289	322	322
111 ～115	277	308	308
116 ～120	265	295	295
121 ～125	254	283	283
126 ～130	245	272	272
131 ～135	236	262	262
136 ～140	227	253	253
141 ～145	219	244	244
146 ～150	212	236	236
151 以上	205	228	228

②心理療法担当職員加算分（児童自立支援施設）			
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30 まで	1,060	1,179	1,179
31 ～ 35	909	1,011	1,011
36 ～ 40	795	884	884
41 ～ 45	707	786	786
46 ～ 50	636	707	707
51 ～ 55	578	643	643
56 ～ 60	530	590	590
61 ～ 65	489	544	544
66 ～ 70	454	505	505
71 ～ 75	424	472	472
76 ～ 80	397	442	442
81 ～ 85	374	416	416
86 ～ 90	353	393	393
91 ～ 95	335	372	372
96 ～100	318	354	354
101 ～105	303	337	337
106 ～110	289	322	322
111 ～115	277	308	308
116 ～120	265	295	295
121 ～125	254	283	283
126 ～130	245	272	272
131 ～135	236	262	262
136 ～140	227	253	253
141 ～145	219	244	244
146 ～150	212	236	236
151 以上	205	228	228

②心理療法担当職員加算分（乳児院）			
定 員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
10 まで	3,180	3,537	3,537
11 ～ 15	2,120	2,358	2,358
16 ～ 20	1,590	1,769	1,769
21 ～ 25	1,272	1,415	1,415
26 ～ 30	1,060	1,179	1,179
31 ～ 35	909	1,011	1,011
36 ～ 40	795	884	884
41 ～ 45	707	786	786
46 ～ 50	636	707	707
51 ～ 55	578	643	643
56 ～ 60	530	590	590
61 ～ 65	489	544	544
66 ～ 70	454	505	505
71 ～ 75	424	472	472
76 ～ 80	397	442	442
81 ～ 85	374	416	416
86 ～ 90	353	393	393
91 以上	335	372	372

②心理療法担当職員加算分（母子生活支援施設）			
定 員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
世帯	円	円	円
10 まで	2,120	3,537	3,537
11 ～ 20	1,590	1,769	1,769
21 ～ 30	1,060	1,179	1,179
31 ～ 40	795	884	884
41 ～ 50	636	707	707
51 以上	530	590	590

②心理療法担当職員加算分（情緒障害児短期治療施設）			
定 員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30 まで	1,060	1,179	1,179
31 ～ 35	909	1,011	1,011
36 ～ 40	795	884	884
41 ～ 45	707	786	786
46 人以上	636	707	707

定員	②看護師加算分 (児童養護施設)
人	円
20 まで	304
21 ～ 25	243
26 ～ 30	203
31 ～ 35	174
36 ～ 40	152
41 ～ 45	135
46 ～ 50	122
51 ～ 55	111
56 ～ 60	101
61 ～ 65	94
66 ～ 70	87
71 ～ 75	81
76 ～ 80	76
81 ～ 85	72
86 ～ 90	68
91 ～ 95	64
96 ～100	61
101 ～105	58
106 ～110	55
111 ～115	53
116 ～120	51
121 ～125	49
126 ～130	47
131 ～135	45
136 ～140	43
141 ～145	42
146 ～150	41
151 以上	39

③児童自立支援施設 通所部分	円 4,522
-------------------	------------

④情緒障害児短期治療 施設通所部分	円 6,750
----------------------	------------

別紙 2

平成 27 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位：円)

区分	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	母子生活支援施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1) 271,000 福(2-33) 253,300	福(4-13) 295,000	福(4-1) 271,000	福(4-1) 271,000 福(2-33) 253,300	福(4-13) 295,000		
主任児童指導員	福(2-17) 234,498					福(2-17) 234,498	福(2-17) 234,498
児童指導員	福(2-5) 214,812		福(2-5) 214,812		福(2-17) 234,498		福(2-5) 214,812
職業指導員	福(1-25) 192,678	福(1-25) 192,678					
心理療法担当職員					福(2-5) 214,812		
児童自立支援専門員		福(2-17) 234,498 福(2-5) 214,812					
主任母子指導員				福(2-17) 234,498			
母子支援員				福(2-13) 228,174			
児童生活支援員		福(1-37) 211,140					
主任保育士	福(1-33) 205,938				福(1-41) 216,444		
保育士	福(1-29) 199,920		福(1-29) 199,920	福(1-25) 192,678	福(1-37) 211,140		
事務員	行 I (2-9) 204,300	行 I (2-9) 204,300	行 I (2-9) 204,300	行 I (2-9) 204,300	行 I (2-9) 204,300		
医師					医 I (2-5) 340,300		
家庭支援専門相談員	福(2-5) 214,812	福(2-5) 214,812	福(2-5) 214,812		福(2-5) 214,812		
個別対応職員	福(2-5) 214,812	福(2-5) 214,812	福(2-5) 214,812		福(2-5) 214,812		
看護師長			医Ⅲ(3-9) 246,000				
看護師	医Ⅲ(2-25) 227,100		医Ⅲ(2-25) 227,100		医Ⅲ(2-25) 227,100		
栄養士	医Ⅱ(2-5) 189,200	医Ⅱ(2-5) 189,200	医Ⅱ(2-5) 189,200		医Ⅱ(2-5) 189,200		
調理員等	行Ⅱ(1-37) 170,600	行Ⅱ(1-37) 170,600	行Ⅱ(1-37) 170,600	行Ⅱ(1-37) 170,600	行Ⅱ(1-37) 170,600		

(注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。

2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は 21 世帯以上、下段は 20 世帯以下であり、その他にあっては上段は 51 人以上、下段は 50 人以下の施設である。

4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が 4 級以上の施設である。

5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。

6. 直接処遇職員（医師、看護師を除く）にあっては当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

別紙 3

平成 27 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

施設別	職種	特殊業務手当基準額	
		調整数	基本額
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9,300
	2. その他の児童指導員	1	9,300
	3. 保育士	1	7,800
	4. 職業指導員	1	7,800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門員	4	9,300
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員 (夫婦制の児童生活支援員を除く)	4	7,800
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9,300
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7,800
	5. 職業指導員	3	7,800
乳児院	1. 児童指導員	1	9,300
	2. 保育士	1	7,800
母子生活支援施設	1. 母子支援員	1	9,300
	2. 保育士	1	7,800
	3. 少年指導員	1	9,300
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9,300
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7,800
	3. その他の児童指導員	3	9,300
	4. その他の保育士	3	7,800
	5. 看護師	2	9,400
	6. セラピスト	1	9,300
	7. 医師	2	13,100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9,300
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9,300
	2. 児童指導員	1	9,300

(注) 上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額である。